



別記様式第8号（第16条関係）

COPY

平取町外2町衛生施設組合指令 第19号

## 許 可 証

令和元年7月4日付けで許可更新申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項及び第7項、平取町外2町衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第15条第2項により、次のとおり許可する。

令和元年7月11日

平取町外2町衛生施設組合長 川 上



事業所の所在地	苫小牧市新開町2丁目2番10号
事業所の名称	株式会社 とませい
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 〔許可申請書添付書類の事業計画書に記載されている内容とする。〕
収集運搬処分区分	一般廃棄物収集運搬
事業の区域	平取町・日高町・むかわ町
許可期間	令和 元年 8月 1日 から 令和 3年 7月 31日 まで
許可条件	(1) ごみを搬入するときは、当組合と事前協議のうえ、指示を受けること。 (2) 運搬車両を変更及び追加する場合は、事前に届け出ること。 (3) 年度毎に事業実績(収集量等)を報告すること。 (4) 事業の変更や廃止を行うときは、速やかに関係書類を提出すること。 (5) 業務の遂行に当たっては、各関連法規を遵守すること。
摘 要	許可事項に違反があった場合は、許可を取り消すことがあります。